

第1部 総則

第1章 計画の方針

あきる野市（以下「あきる野市」又は「市」という。）は、市民と協働のまちづくりを進める中で、災害に強いまちづくりと地域力の強化に努めるため、本地域防災計画にのっとり防災・安心地域委員会などと連携して、防災対策に取り組む。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、あきる野市防災会議が作成する計画で、市の総合的な災害対策の基本となるものである。その目的は、防災関係機関がその有する全機能を効率的に発揮して、市の地震災害に対する防災体制の強化を図るとともに、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を適切に実施し、災害に強い安全な地域社会づくり及び災害時の迅速かつ適切な応急対策ができるようにすることにより、市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護することにある。

第2節 計画の性格及び災害の範囲

この計画は、第1節の目的を達成するための基本的な計画であり、恒久性を有し、法令等に特別な規定がある場合のほか、市の地域防災に関してはこの計画によるものとし、次の性格及び災害の範囲を有するものとする。

- 1 この計画は、防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、東京都（以下「東京都」又は「都」という。）その他の防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的計画である。
- 2 この計画は、市、都その他の防災関係機関の責任を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- 3 この計画は、総合的な防災対策の基本となるもので、災害に強い安全なまちづくり、災害時の迅速かつ適確な応急対策、防災行政の基本姿勢、防災に対する市民の心がまえ、防災施策の大綱等について、地域の災害危険性との有機的関連のなかで策定するものである。

- 4 災害予防計画においては、応急対策計画の前提としてのハード及びソフトの両面にわたる予防対策のほか、国土保全事業を含めるとともに、市の災害対策に大きな影響を与えるものについては、国や他の公共団体に事業を含むものとする。
- 5 災害応急対策においては、活動体制の確立、情報の収集、伝達、避難勧告、指示について、具体的かつ実践的にその基準・方法等を定めるものとする。

地域の災害危険性を把握するため、町内会・自治会単位などに災害危険箇所、避難場所、避難所、防災関係機関、人口の動態等基礎的資料を整備するとともに、防災意識、防災知識の高揚を図るものとする。
- 6 この計画は、災害対策基本法に基づく防災計画、水防法（昭和24年法律第193号）第3条の規定に基づき市が定める水防計画、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づいて、都が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定により都知事から市長に委任された場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画、並びに市で定める防災に関する各種の計画等を包含する総合的な計画である。
- 7 この計画で扱う災害の範囲は、地震災害及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく東海地震の「警戒宣言」が発せられた場合の対応等を含むものとする。

第3節 計画の目標

本計画の目標は、災害を未然に防止するため、本市を、1 災害に強い都市構造、2 災害に強い市民、3 災害に対する適切な対応、によって、防災都市とすることである。

1 災害に強い都市構造

災害に対する万全の備えを不断に維持するため、災害を発生させない機能の確保、災害の拡大を防止する機能の確保及び安全ゾーンの確保を図る。

このため、災害に強い都市空間づくりや、公共施設の災害対応力の強化を更に推進する。

2 災害に強い市民

災害に対する強い関心と深い理解をもって、災害時にも冷静沈着に行動することができる市民を育成する。

3 災害に対する適切な対応

災害対策における役割の明確化、連絡体制の整備・充実及び実践的な防災訓練を実施することにより、災害に強い防災体制をつくり、被害を最小限に止める。

第4節 計画の前提

この計画は、首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月東京都防災会議公表）、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模地震から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種意見を可能な限り反映し、策定する。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子ども等に対しては、きめ細かい配慮が必要となる。災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年度検討を加え、必要があると認めるときは修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、計画の修正案をあきる野市防災会議に提出するものとする。

第6節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画に整合するよう定める。

第7節 計画の習熟

各防災関係機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通じて本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 防災関係機関の業務の大綱

市の防災対策を推進するに当たり、市、都及び各防災関係機関等は、概ね次に示す防災業務の大綱を踏まえ、防災対策に関する業務に取り組む。

第1節 あきる野市

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
あきる野市	1 あきる野市防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急搬送の確保に関する事。 5 避難の勧告等及び誘導に関する事。 6 被災者の救出及び救護に関する事。 7 消防及び水防に関する事。 8 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 9 外出者の支援に関する事。 10 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 12 ボランティアの支援に関する事。 13 公共施設の応急復旧に関する事。 14 災害復興に関する事。 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 16 自主防災組織の育成に関する事。 17 事業所防災に関する事。 18 防災訓練に関する事。 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。

第2節 東京都

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西多摩建設事務所	1 道路及び橋りょうの復旧に関する事。 2 河川の復旧に関する事。 3 水防に関する事。 4 道路及び河川等における障害物の除去に関する事。
森林事務所秋川林務出張所	1 治山及び治水に関する事。 2 林道及び砂防工事に関する事。

西多摩保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療に関すること。 2 防疫に関すること。 3 保健衛生に関すること。
立川給水管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設設備の管理運営等に関すること。 2 応急給水施設設備の保全に関すること。
下水道局流域下水道本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 流域下水道施設の保全に関すること。 2 流域下水道施設の応急対策に関すること。 3 し尿の受け入れに関すること。
五日市警察署 福生警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 4 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 5 遺体の調査等及び検視に関すること。 6 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第九消防方面本部 秋川消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
多摩環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス製造施設の保安に関すること。 2 高圧ガス販売・消費施設の保安に関すること。
西多摩農業改良普及センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業施設等の保全に関すること。 2 作付品種改良及び営農指導に関すること。
西部公園緑地事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園の保全及び震災時の利用に関すること。

第3節 指定地方行政機関

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 管轄区域河川の改修工事、維持修繕その他の管理に関すること。 2 管轄区域河川の雨量、水位、流量、洪水予報、水防警報等水防に関すること。
農林水産省東京農政事務所防災倉庫	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要食糧の需給に関すること。
財務省関東財務局立川出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する資金融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置の指示等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること。

第4節 指定公共機関

名 称	事 務 又 は 事 業 の 大 綱
日本郵便株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。 2 郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。 3 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
東日本旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 3 <u>利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること</u>
東京電力(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 災害時における電力の需給に関すること。
NTT東日本	<ol style="list-style-type: none"> 1 電信及び電話設備の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
NTTコミュニケーションズ	<ol style="list-style-type: none"> 1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
NTTドコモ	<ol style="list-style-type: none"> 1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
KDDI	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
日本赤十字社東京都支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 4 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 5 義援金の<u>募集・受付・配分</u>及び募金に関すること。 6 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置及び運営に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 7 災害救援品の支給に関する事。 8 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 9 外国人安否調査に関する事。 10 遺体の検案協力に関する事。 11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。
日本通運(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送に関する事。
東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路及び施設の建設並び維持管理に関する事。 2 災害時の輸送路の確保に関する事。 3 道路及び施設の災害復旧工事に関する事。

第5節 指定地方公共機関

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
<u>TBSテレビ</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関する事。 2 放送施設の保全に関する事。
文化放送	
ニッポン放送	
ラジオ日本	
<u>エフエム東京</u>	
J-WAVE	
日経ラジオ社	
<u>I n t e r F M</u>	
日本テレビ	
テレビ東京	
フジテレビジョン	
テレビ朝日	
TOKYO MX	
TBSラジオ&コミュニケーションズ	
東京都トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
東京都医師会	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療に関する事。 2 防疫の協力に関する事。
東京都歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> 1 歯科医療活動に関する事。
東京都薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> 1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事。

献血供給事業団	1 血液製剤の供給に関する事。
東京都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関する事。
東京バス協会	1 バスによる輸送の確保に関する事。
<u>東京ハイヤー・タクシー協会</u>	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する事。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関する事。
東京都個人タクシー協会	1 タクシーによる輸送の確保に関する事。

第6節 協力機関

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
あきる野市町内会・自治会 防災・安心地域委員会	1 避難誘導及び避難所内の運営に対する業務の協力に関する事。 2 被災者に対する炊き出し、援助物資の配分等に関する事。 3 その他被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関する事。 4 防災意識の普及、防災行動力の向上、防災事業の協力等に関する事。
公立阿伎留医療センター	1 医療施設の保全に関する事。 2 医療及び助産救護に関する事。
あきる野市医師会	1 医療及び助産の協力に関する事。 2 防疫の協力に関する事。
秋川歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事。
あきる野薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事。
あきる野市社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティア活動の協力に関する事。
あきる野市赤十字奉仕団	1 災害時における応急救助に関する事。 2 被災者の更正援護等の労力に関する事。 3 被災者等に対する炊き出しに関する事。
西秋川衛生組合 秋川衛生組合	1 災害時における清掃活動の協力に関する事。
あきる野商工会	1 災害時における物資及び資材の調達並びに協力に関する事。 2 災害時における建設、復旧及び除去活動の協力に関する事。

秋川農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災営農に関する指導協力に関する事。 2 農業振興資金等の貸出協力に関する事。
あきる野市管工事組合	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道被災施設の復旧工事の協力に関する事。 2 被災地の緊急給水の協力に関する事。 3 下水道被災施設の復旧工事の協力に関する事。
西東京バス(株)五日市営業所	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における路線バスの保全に関する事。 2 災害時における人員、物資等の輸送のための車両の供給に関する事。
武陽ガス(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 ガス施設(装置、供給設備を含む。)の建設及び安全保安に関する事。 2 ガスの供給に関する事。

第7節 自衛隊

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第1施設大隊	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の計画及び準備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 2 災害派遣の実施 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある<u>応急救援</u>又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

第3章 市民及び事業所の基本的責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はこの観点に立って日ごろから自主的に地震災害に備えるとともに、行政が行う防災活動と連携・協力するものとする。

また、事業所は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、震災により帰宅困難が予測される従業員等の保護のために、非常食等の備蓄その他の対策を講ずるなど、防災対策の推進を図るものとする。

市民及び事業所が震災対策を進める上で果たすべき基本的責務は、次のとおりとする。

区 分	基 本 的 責 務
市 民	<p>1 市民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保</p> <p>(2) 家具類の転倒等防止</p> <p>(3) 出火の防止</p> <p>(4) 初期消火に必要な用具の準備</p> <p>(5) 飲料水及び食料の確保</p> <p>(6) 避難経路、場所及び方法についての確認</p> <p><u>(7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保</u></p> <p>3 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市長その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。</p> <p>4 市民は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に、震災対策活動に参加する等、震災対策に寄与するよう努めなければならない。</p>

事業所	<p>1 事業者は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業及び市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市及び東京都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p><u>5 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全を確保したうえで、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。また、あらかじめ従業者の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 事業者は、あらかじめ従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確保等の周知に努めなければならない。</u></p>

第4章 あきる野市の概況

あきる野市の自然環境及び社会的環境等の地域特性は、概ね次に示すとおりである。市の防災対策を推進するに当たっては、これら環境の変化や地域特性の特徴を踏まえるものとする。

第1節 自然的環境

1 位置及び面積

あきる野市は、都心から西へ約40～50km圏に位置し、東は福生市、羽村市、西は檜原村、奥多摩町、南は八王子市、北は日の出町、青梅市に接している。広がり、東西に18.0km、南北に12.7kmで、面積は73.34km²であり、地目別（平成23年1月1日現在、土地概要調書）にみると、宅地が10.9%、田が0.8%、畑が7.0%、山林が32.3%、その他が49.0%である。

2 地勢及び地形

市の地形は、山地、丘陵地、台地、低地によって構成されている。標高は、西から東に向かって低くなっており、養沢の約1,040mから二宮神社付近の約135mまで約900mの標高差がある。

山地は、市域の西部に大きく広がっており、秋川・養沢川・盆堀川などが流れ、渓谷を形成している。

丘陵地は、市域の南に秋川丘陵、北に羽村草花丘陵などが広がっている。

台地は、古くから秋留台地と呼ばれ、市街地は主にこの地域に形成されている。

低地は、東部の秋川・平井川沿いに広がっている。

3 地質

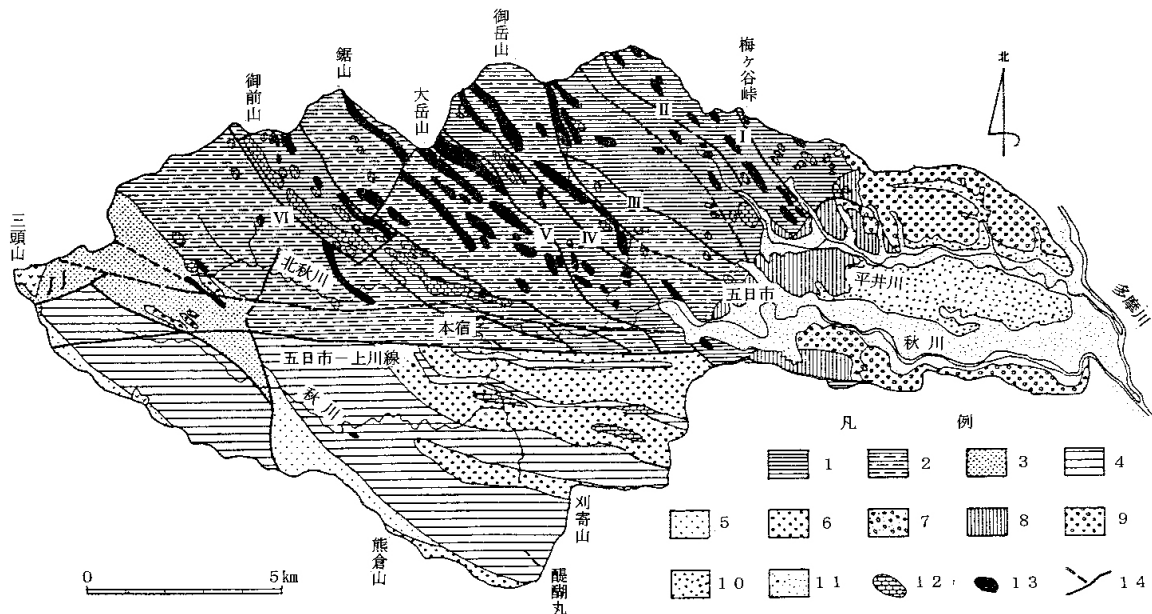
市を含む秋川流域の山地の地質は、五日市一川上線によって大きく二分され、北部の秩父帯南帯と小仏層群からなっている。また、秩父系及び小仏層群に囲まれて、五日市盆地には古い基盤とは不整合関係あるいは断層で接する五日市町層群が分布している。

五日市町層群は、下部の秋川層と上部の網代層に二分され、それらは不整合関係で接している。五日市盆地の東側に位置する伊奈丘陵も、五日市町層群からなっている。

秋川の下流の右岸側（南側）には加住丘陵、左岸側（北側）には秋留台地がそれぞれ広がっている。また、秋留台地の北方には平井川を隔てて羽村草花丘陵が位置する。

加住丘陵の地質は、鮮新世の加住礫層・小宮砂層からなり、丘陵の背面の東部は堆積面と考えられる。羽村草花丘陵には大荷田礫層が分布し、鮮新世下部と考

えられる。秋留台地の基盤は鮮新世の五日市砂礫層で、その上位に不整合関係で立川段丘礫層に対比されると考えられる礫層が堆積し、関東ローム層に覆われている。台地の周囲に分布している小規模な丘陵は、五日市砂礫層を不整合に覆う沖積世の段丘礫層からなっている。



1. 秩父古生層（礫岩・砂岩・頁岩の互層） 2. 鳥ノ巣統および時代未詳中生層（礫岩・砂岩・頁岩の互層） 3. 鳥ノ巣統および時代未詳中生層（砂岩） 4. 中生代白亜紀層（礫岩・砂岩・頁岩の互層） 5. 中生代白亜紀層（泥岩） 6. 中生代白亜紀層（砂岩） 7. 新第三紀層（礫岩） 8. 新第三紀層（礫岩・砂岩・頁岩の互層） 9. 第三紀末～第四紀初期の礫層 10. 後期洪積層 11. 沖積層 12. 石灰岩 13. チャート 14. 断層および推定断層

I 長井断層 II 肝要断層 III 深沢断層 IV 大岳沢断層 V 海沢断層 VI 御前山断層

秋川流域の地質（「秋川流域の陸水学的研究—特に秋留台地の地下水と

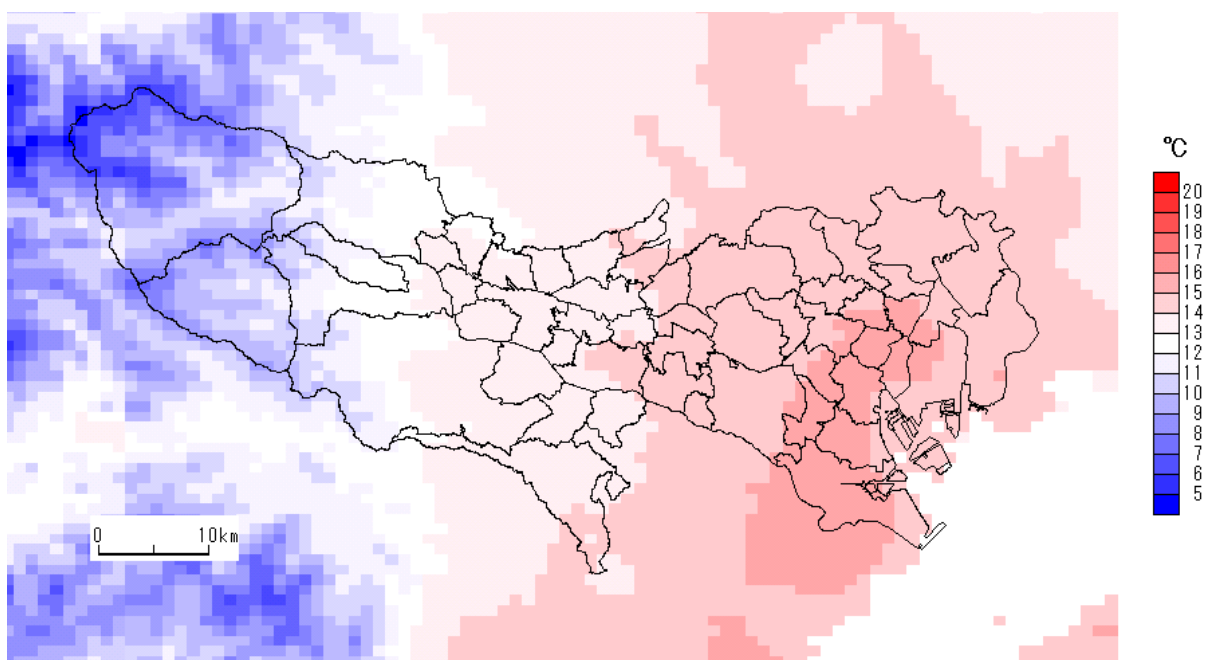
秋川の流量について—（角田清美 1983年）」より引用）

4 気象

年間の平均気温は11～13℃前後で都心部と比較すると2～3℃程度低く、年間の降水量は1,500mm程度で、都心部とさほど変わらない（ただし、山沿いは1,700mm以上の所あり）。

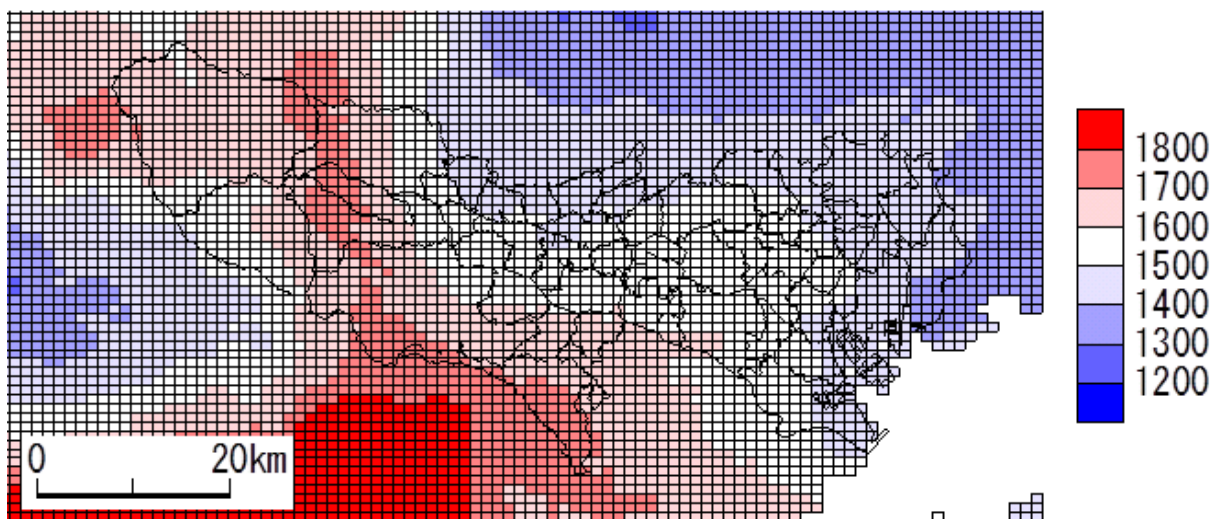
年間平均気温の分布図（1981年～2010年の平年値）

データ提供：東京管区気象台



年間降水量の分布図（1981年～2010年の平均値）

データ提供：東京管区気象台



第2節 社会的環境

1 人口・世帯数

平成28年4月1日現在の住民基本台帳による市の総人口は81,443人で、世帯数は34,706世帯である。

1世帯当たり2.34人、人口密度は1,110人/km²である。平成19年から平成28年までを、年齢構成別の、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）でみると次のとおりである。

年齢構成別人口（平成19年～28年）

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
年少人口	<u>11,651</u>	<u>11,729</u>	<u>11,688</u>	<u>11,679</u>	<u>11,575</u>	<u>11,487</u>	<u>11,319</u>	<u>11,214</u>	<u>10,975</u>	<u>10,755</u>
生産年齢人口	<u>51,977</u>	<u>51,772</u>	<u>51,013</u>	<u>51,190</u>	<u>51,073</u>	<u>50,693</u>	<u>49,723</u>	<u>49,143</u>	<u>48,381</u>	<u>47,881</u>
老年人口	<u>16,585</u>	<u>17,342</u>	<u>18,272</u>	<u>18,870</u>	<u>19,160</u>	<u>19,828</u>	<u>20,762</u>	<u>21,543</u>	<u>22,263</u>	<u>22,807</u>
総人口	<u>80,213</u>	<u>80,843</u>	<u>80,973</u>	<u>81,739</u>	<u>81,808</u>	<u>82,008</u>	<u>81,804</u>	<u>81,900</u>	<u>81,619</u>	<u>81,443</u>

2 昼夜間人口

市の昼夜間人口（平成22年国勢調査）は、昼間人口が70,137人に対し、夜間人口は80,877人となっており、昼間人口は夜間人口の86.7%である。また、市外へ通勤・通学している人は25,052人で、市外から通勤・通学して来る人は13,285人である。

3 土地利用

土地利用の現況をみると、「その他」を除くと山林面積が最も多く、その次が宅地となっている。

土地利用の現況（平成28年1月1日、固定資産概要調書より）

	合計	宅地	田	畑	山林	その他
面積 (ha)	<u>7,347.0</u>	<u>822.4</u>	<u>54.3</u>	<u>492.9</u>	<u>1,858.6</u>	<u>4,118.8</u>
構成比 (%)	<u>100.0</u>	<u>11.2</u>	<u>0.7</u>	<u>6.7</u>	<u>25.3</u>	<u>56.1</u>

（注）非課税地は、その他に含まれています。

4 産業の動向

○ 第1次産業人口は、農業離れの影響で年々減少している。第2次産業人口は、近年は従来の勢いが弱まってきている。第3次産業人口は、近年は従来の勢いはないが、わずかであるが増加している。

産業別従業人口の推移（国勢調査より）

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第1次産業	1,138	983	823	832	908	751	773	613
第2次産業	4,922	5,984	6,912	8,188	8,490	12,223	10,706	8,577
第3次産業	7,519	9,023	10,244	11,802	14,610	24,843	25,748	25,748

（注）単位：人

- 東京都の「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」（平成16年4月策定）の中で、秋多都市計画区域の将来像として、「職住が近接し自立都市を目指し、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備により、自然と開発を調和させた産業施設の立地、農業や自然環境と調和した住宅地の形成及び鉄道駅等を中心に日常生活を支える商業施設、生活利便施設等の集積を図る。」とされている。

第5章 被害想定

地震による被害の発生態様や被害の程度及び危険度を把握しておくことは、震災対策を推進する上で極めて重要である。

防災対策を推進するに当たって、東日本大震災を契機として東京都防災会議が平成24年4月に公表した地震被害想定調査結果を踏まえる。ここで想定された4つのモデルのうち、本市の被害は立川断層帯地震と多摩直下地震において大きくなる。そこで、本計画では、以下の表に示すように、このうち最も被害が大きくなる立川断層帯地震を計画の前提としての想定地震とする。

第1節 前提条件

1 想定地震

項目	内容	
種類	立川断層帯地震（地下の浅い部分で発生する直下地震）	多摩直下地震（プレート境界多摩地震）
震源	立川断層帯地震（破壊開始点南端モデル）	東京都多摩地域
規模	マグニチュード7.4	マグニチュード7.3

2 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の夕方18時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅、飲食店などで火気器具利用が多い時間帯であり、これらを原因とする出火数が最も多い。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では帰宅、飲食のため多数の人が滞留。 ○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で、人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。
冬の昼12時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィスや繁華街周辺、繁華街、テーマパーク等で多数の人が集中、店舗等の倒壊、落下物による被害拡大の危険性が高い。 ○ 住宅内滞留者は、1日で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は、朝5時に比較して少ない。

<p>冬の朝5時 風速 4 m/秒 8 m/秒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
---	---

第2節 想定結果の概要

1 全体の傾向

- (1) 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強以上の範囲が広範囲に出る（震度6強以上の範囲は、東京湾北部地震では、区部の約7割。多摩直下地震では、多摩地域の約3割）。
- (2) 建物被害は、東京湾北部地震と元禄型関東地震により、区部の木造住宅密集地域を中心に多数発生する。次いで、立川断層帯地震と多摩直下地震により、多摩地域を中心に発生する。多摩直下地震以外は、地震の揺れによる倒壊より火災による被害の方が大きい。
- (3) 死者及び負傷者は地震を建物倒壊を原因とするものが多く、火災を原因とするものがこれに次ぐ。
- (4) 道路や鉄道の橋梁などの被害は、区部東部の震度6強のエリア内で発生する。ほとんど鉄道は一時運行停止し、また緊急交通路の渋滞も発生する。
- (5) ライフラインは、東京湾北部、多摩直下地震を問わず区部東部に被害が多い。
- (6) 避難者は、発災直後より、ライフラインの停止などの影響の出る1日以降にピークを迎える。
- (7) 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。
- (8) エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

2 地振動（地震のゆれ）

区 分		6強以上の面積	備考
立川断層帯地震	M7.4	342km ²	うち震度7は24 km ²
多摩直下地震	M7.3	459km ²	

3 道路・鉄道被害

区 分		高速道路		一般国道	
		大被害	中小被害	大被害	中小被害
立川断層帯地震	M7.4	0.0%	1.3%	0.0%	2.7%
多摩直下地震	M7.3	0.0%	3.2%	0.0%	4.1%

区 分		都道		区市町村道	
		大被害	中小被害	大被害	中小被害
立川断層帯地震	M7.4	0.1%	0.7%	0.0%	0.4%
多摩直下地震	M7.3	0.1%	1.4%	0.1%	0.5%

区 分		鉄道(新幹線)		鉄道(在来線・私鉄)	
		大被害	中小被害	大被害	中小被害
立川断層帯地震	M7.4	0箇所	0箇所	0.0%	0.3%
多摩直下地震	M7.3	0箇所	2箇所	0.0%	0.8%

4 ライフライン被害（地震発生時間別）

区 分		電力	通信	ガス	上水道	下水道	
立川断層帯地震	M7.4	冬 18時	4.0%	1.4%	0.8%	13.3%	18.8%
		冬 12時	3.1%	0.5%			
		冬 5時	2.8%	0.3%	11.3%		
多摩直下地震	M7.3	冬 18時	8.8%	2.0%	6.5%	36.9%	23.2%
		冬 12時	7.6%	1.0%			
		冬 5時	7.3%	0.7%	84.6%		

5 総括

地震モデル		立川断層帯地震M7.4		多摩直下地震M7.3			
規 模		あきる野市	東 京 都	あきる野市	東 京 都		
条 件	時期及び時刻	冬の夕方18時	冬の夕方18時	冬の夕方18時	冬の夕方18時		
	風 速	8m/秒	8m/秒	8m/秒	8m/秒		
人 的 被 害	原 因 別	死 者	108 人	2,582 人	53 人	4,732 人	
		ゆれ液状化による建物倒壊	47 人	1,417 人	26 人	3,220 人	
		地 震 火 災	57 人	1,056 人	23 人	1,302 人	
		急傾斜・落下物ブロック塀	4 人	109 人	3 人	208 人	
		交 通 被 害	－人	－人	－人	－人	
	原 因 別	負傷者 (うち重傷者)	716 人 (126 人)	31,690 人 (4,668 人)	432 人 (55 人)	101,102 人 (10,902 人)	
		ゆれ液状化による建物倒壊	483 人	26,183 人	356 人	92,831 人	
		屋内収容物の移動・転倒	35 人	2,226 人	19 人	4,432 人	
		地 震 火 災	218 人	3,922 人	65 人	4,614 人	
		急傾斜・落下物ブロック塀	14 人	1,584 人	11 人	3,658 人	
		交 通 被 害	－人	－人	－人	－人	
	物 的 被 害	原 因 別	建物被害(全壊・全焼)	3,824 棟	85,735 棟	1,750 棟	139,436 棟
			ゆれ液状化による建物倒壊	1,002 棟	34,419 棟	549 棟	74,139 棟
			急傾斜地崩壊による家屋倒壊	63 棟	988 棟	54 棟	1,528 棟
地震火災による家屋の全焼			2,759 棟	50,328 棟	1,147 棟	63,768 棟	
交 通		一般道路(被害率)	0%	0%	0%	0%	
		鉄道(在来線被害率)	0%	0.3%	0%	0.8%	
ラ イ フ ラ イ ン		電 力 施 設	停電率 13.9%	停電率 4.0%	停電率 7.2%	停電率 8.8%	
		通 信 施 設	不通率 7.1%	不通率 1.4%	不通率 3.0%	不通率 2.0%	
		ガ ス 施 設	供給支障率 0.0%	供給支障率 0.8~11.3%	供給支障率 0.0%	供給支障率 6.5~84.6%	
		上 水 道 施 設	断水 32.7%	断水 13.3%	断水 13.9%	断水 36.9%	
		下 水 道 施 設	下水道管きよ 被害率 29.1%	下水道管きよ 被害率 18.8%	下水道管きよ 被害率 26.3%	下水道管きよ 被害率 23.2%	
そ の 他	帰宅困難者の発生	15,173 人	4,714,314 人	15,173 人	4,714,314 人		
	避難者の発生(ピーク:1日後)	20,357 人	1,007,138 人	10,749 人	2,756,681 人		
	エレベーター閉じ込め台数	7 台	2,308 台	5 台	5,130 台		
	災害時要援護者死者数	54 人	1,412 人	26 人	2,549 人		
	自力脱出困難者	226 人	11,320 人	123 人	30,626 人		
	地 震 廃 棄 物	33 万 t	1,166 万 t	21 万 t	3,121 万 t		
	経 済 被 害 額	－	－	－	－		

※ 小数点以下の端数処理の四捨五入により合計は合わないことがある。「－」は、想定値なし。

※ 屋内収容物による被害は参考値

【活断層で発生する地震】

○立川断層帯地震(M7.4)

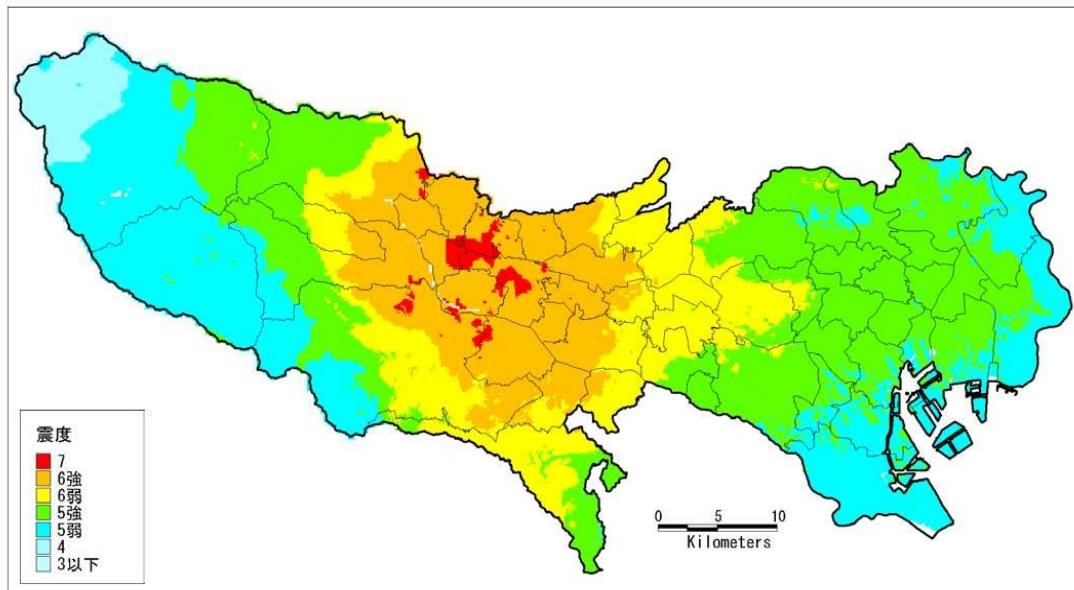


図 1 想定される地震時の震度分布

図表 立川断層帯地震による木造全壊建物棟数の分布

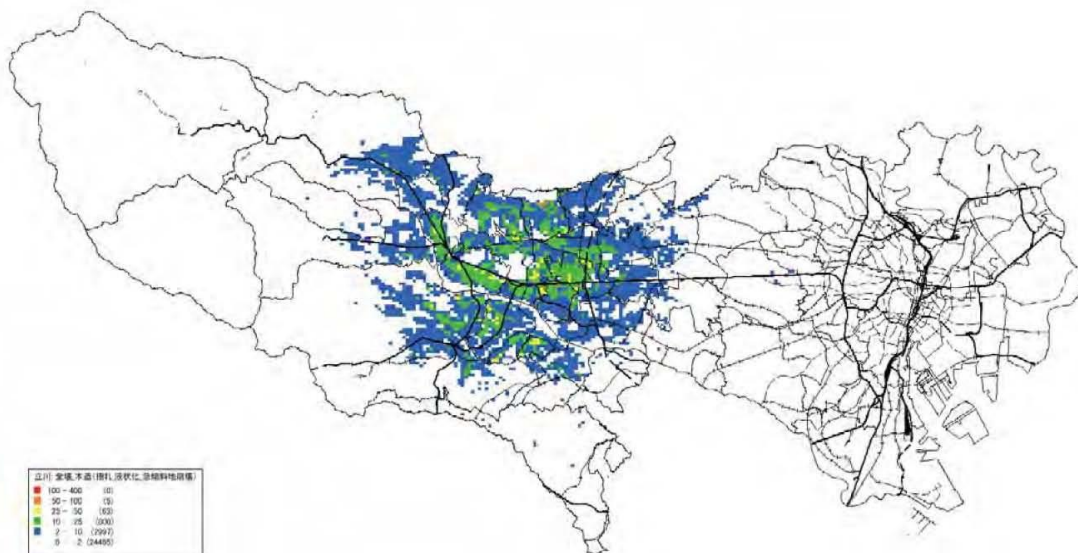


図 2 地震時の建物全壊棟数分布

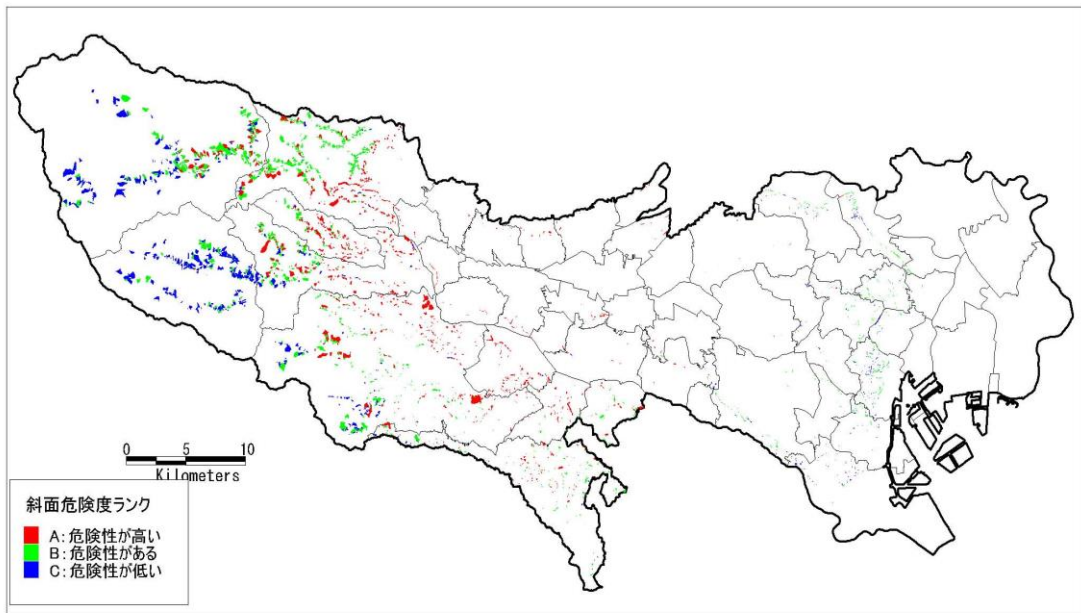


図3 地震時の斜面崩壊危険度分布

図表 焼失棟数(立川断層帯地震 冬 18時 風速 8m/s)

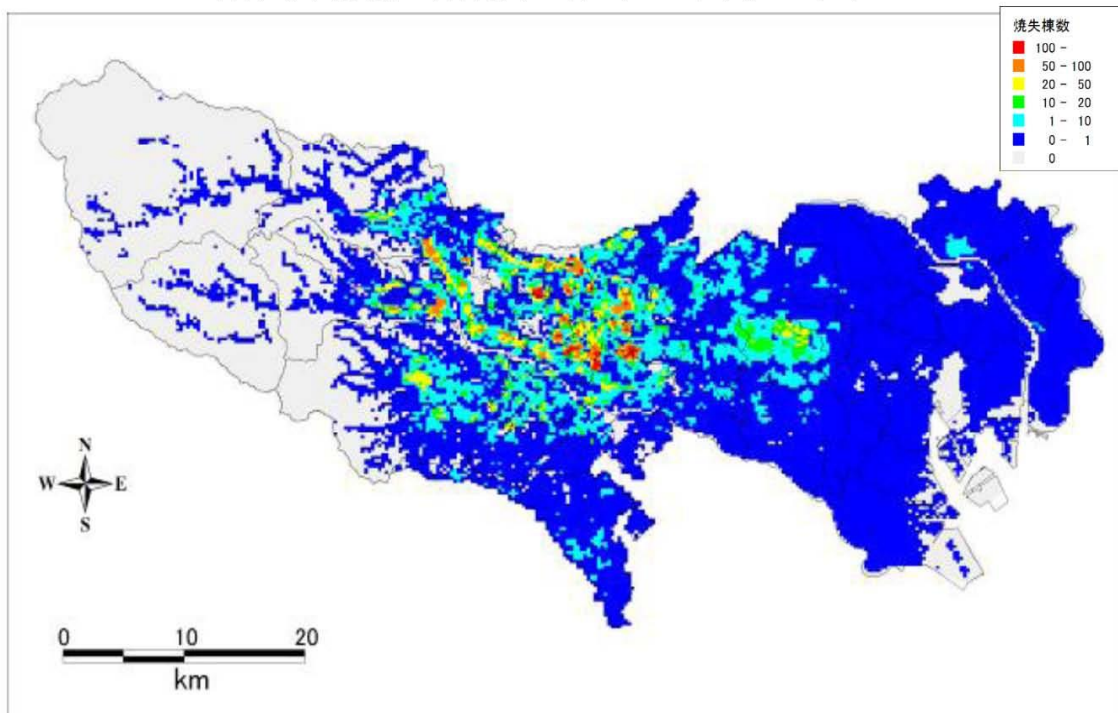


図4 地震火災時の焼失棟数分布

第6章 減災目標

市は、東京都地域防災計画と整合を図り、次のとおり減災目標を定め、都及び防災・安心地域委員会、消防団、市民、事業者と協力して、対策を推進していく。この減災目標は、10年以内に達成するよう努める。

(注1) 減災目標とは、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」のことをいう。

目標1 死傷者の減

1 住宅の倒壊による死傷者を減少させる

立川断層帯地震M7.4、冬の夕方6時の想定で、市において住宅倒壊や家具類の転倒等を原因とする死傷者想定数824人を半減させる。

※ 死傷者総定数824人の内訳

死者 108人を約54人にする。

負傷者 716人（うち住宅倒壊人、家具類の転倒等人）を約358人にする。

【対策】

(1) 建物の耐震化

対策の方向

- 住宅の耐震化率を現行の約78%から95%に引き上げる。
- ブロック塀等の転倒・落下・移動防止を進める。
- 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を図る。

主な対策

- 住宅の耐震化は、助成制度の利用促進を図る。
- 市所有の公共建築物を100%耐震化する。
- 民間特定建築物等の所有者に対し、耐震診断、耐震改修についての情報を提供し、耐震化に向けた相談・助言を関係機関と連携しながら促進する。
- ブロック塀の補強や生け垣化への誘導を進める。
- 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を促進する。

(2) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

対策の方向

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策を進める。

主な対策

- 市民に対し、家具類の転倒・落下・移動防止対策の必要性について周知する。

- 家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置について支援する。
- 事業所等でのオフィス家具の転倒・落下・移動防止対策の促進を図る。

(3) 救出・救護体制の強化

ア 地域防災力の向上

対策の方向

- 自主防災組織の充実を図るとともに、自助・共助による地域力を高める。

主な対策

- 町内会・自治会への加入促進を図り、地域防災リーダーの育成や防災訓練や応急救護訓練を実施し、自分の身を自分の努力によって守る「自助」と地域や事業所等が互いに協力し合う「共助」により「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感を向上させる。

2 火災による負傷者を出さない

立川断層帯地震M7.4、冬の夕方6時、風速8m/秒の想定で、火災を原因とする負傷者想定数716人を半減させる。

【対策】

(1) 建物等の不燃化

ア 住宅・建築物の不燃化

対策の方向

- 住宅・建築物の不燃化を進める。

主な対策

- 用途地域の指定と連動した防火地域や準防火地域の指定を進める。

イ 安全に避難できる場のネットワーク形成

対策の方向

- 延焼遮断帯等を形成する。

主な対策

- 延焼の防止に効果のある公園緑地などのオープンスペースの確保を図る。
- 幹線道路の整備と併せ街路樹の設置を促進することにより、火災による延焼、崩壊を防止する。

(2) 消防力の充実・強化

対策の方向

- 消防団員の定員確保、活動の強化を図る。
- 消防水利不足地域の解消を目指すとともに、消防車両や装備を充実

する。

主な対策

- 様々な方法により、消防団への入団促進を図り、活動を強化する。
- 事業者等と連携しながら、防火水槽等の整備を進め、消防水利の確保を図る。
- 消防車両や資機材等を充実する。

(3) 市民や事業所の火災対応力の強化

ア 出火防止対策の推進

対策の方向

- 建物倒壊による出火や電気器具等からの出火を防止する。

主な対策

- 建物の耐震化を推進する。
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- 火気使用設備・器具の安全化の促進及び停電復旧に伴う出火防止対策を推進する。

イ 初期消火力の強化

対策の方向

- 自主防災組織を増やすとともに、事業所自衛消防隊との連携を図り、地域の初期消火力を強化する。
- 防災訓練の参加者を増やす。
- 住宅用火災警報器を、すべての住宅に設置する。

主な対策

- 事業所と地域との応援協定等の締結促進を図る。
- 自主防災組織での訓練及び市総合防災訓練への参加を促進する。
- 住宅用火災警報器の設置促進を強化する。

(4) 救出・救護体制の強化

ア 救助・救急体制の整備

対策の方向

- 防災市民組織の充実を図るとともに、自助・共助による救出・救護体制の充実を図る。

主な対策

- 防災市民組織で防災訓練や応急救護訓練を実施し、「自助」と地域や事業所等が互いに協力し合う「共助」による救出・救護体制の充実を図る。

目標 2 避難者の減

○ 住宅の倒壊や火災による避難者を減少させる

立川断層帯地震M7.4、冬の夕方6時、風速8m/秒の想定で、住宅の倒壊や火災による避難者想定数約20,000人を半減させる。

【対策】

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 建物の耐震化 | (目標1、1、(1)の再掲) |
| (2) 建物等の不燃化 | (目標1、2、(1)の再掲) |
| (3) 消防力の充実・強化 | (目標1、2、(2)の再掲) |
| (4) 市民や事業所の火災対応力の強化 | (目標1、2、(3)の再掲) |

目標 3 帰宅困難者の安全確保

○ 帰宅困難者の安全を確保する

立川断層帯地震M7.4、冬の夕方6時、風速8m/秒の想定で、約15,000人と想定される帰宅困難者の安全を確保するため、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設を確保するとともに、混乱収拾後における帰宅支援体制を整備する。

【対策】

- (1) 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

対策の方向

- 条例の内容を、市民及び事業者にも周知していく。

主な対策

- 企業における従業員の帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄を促進する。
- 駅・大規模集客施設の利用者を保護する。
- 学校等における児童・生徒等の安全を確保する。

- (2) 一時滞在施設の確保

対策の方向

- 帰宅困難者となった観光客等、行き場のない市外からの来訪者等を受け入れる一時滞在施設を確保する。

主な対策

- 帰宅困難者となった観光客等を一時的に受け入れるため、市が所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を求める。

(3) 帰宅支援のための体制整備

対策の方向

- 混乱収拾後に、帰宅困難者が安全に帰宅できるようにする。

主な対策

- 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を促進する。
- 事業所等への協力要請により、帰宅支援ステーションを整備する。
- J R 五日市線等の被害情報や運転再開情報等を迅速に収集し、帰宅困難者等へ提供する。